

一般社団法人日本音楽著作権協会

理事長 浅石道夫様

音楽教育を守る会

代表 三木 渡



当会は、音楽教室事業者、ピアノを中心とする音楽指導者の団体で構成され、貴協会が進める音楽教室からの演奏使用料徴収に対応することを目的として活動している団体です。

今般、報道された貴協会の主張について以下のとおり、質問いたします。

御多忙中にお手数をおかけして恐縮ですが、2017年3月10日までに本書末尾記載の連絡先あてにご回答いただきますよう、よろしくお願ひ致します。

## 記

### 1. 音楽大学や音楽専門学校での演奏権の考え方について

#### 質問 1-1

2月2日の新春記者懇親会にて浅石理事長は「音楽大学、専門学校からの演奏使用料の徴収は当分の間は保留する」と発言されました。この発言は、その前提としてJASRACは、音楽大学や専門学校での授業における演奏行為は第38条1項に該当しないと考えていたものと推測されます。

ところが、平成29年2月17日配信の東洋経済の取材で、JASRACの大橋常務理事は「学校から著作権料を取ることはない」とし、その理由として「学校教育法に定める『学校』や『専門学校』での教育は、これ（注：著作権法38条1項）に該当します。」と説明しました。

これは、その前は、音楽大学や専門学校も徴収の対象となるとしていたのを、法律上徴収の対象とはならない、という見解は180度の変遷です。これには、以下のような問題があります。

第38条1項は、①非営利、②聴衆から対価を受けないこと、③演奏家が報酬をもらわないこと、の3点が要件です。これまでJASRACは、音楽大学や専門学校は非営利でも、授業の授業料は②の対価であり、教員がもらう給料は③の報酬であるとの考え方を前提にしていたものと思います。

そうすると、今回の発言の変遷は、音大や専門学校の授業料は②の対価とはならず、教員の給与は③の報酬に当たらないということでしょうか。

また、このような変遷の理由は何でしょうか。

#### 質問 1-2

音楽大学や音楽専門学校が38条1項に該当するという根拠は何でしょうか。

### 質問 1-3

また、2月20日付けの日経産業新聞の記事で浅石理事長は「楽器を販売していない中小の音楽教室は学校法人になれば使用料を徴収しない」旨の発言をされています。

学校法人等になれば第38条に該当するというお考えであれば、同じような教育を行っている民間の音楽教室も上記②③には該当する（つまり非営利要件さえ具備すれば徴収しない）というお考えということなのでしょうか。

### 2. 「音楽教室は楽器販売のための販促ビジネスモデル」という発言について

2月2日の新春記者懇親会にて浅石理事長は「大手楽器メーカーにとって、音楽教室は楽器を売るためのビジネスモデルにもなっている」と発言されました。

また、日本経済新聞のインタビューへのお答えで「発明協会（東京・港）は『戦後日本のイノベーション100選』に『ヤマハ音楽教室』を選び、楽器の潜在需要や新製品認知に役立つ重要なビジネスモデルとしています。」とも発言されていますが、音楽教室は楽器販売のために行っているではありません。音楽教室を始めた当初は「販売した楽器の楽しみ方を伝えたい」という楽器メーカーとしての責任感から始めたものであり、また、ヤマハ音楽教室が「イノベーション100選」に選定されたのは楽器販売のためのビジネスモデルであることが評価されたのではなく、「専門家を育成するためではなく、純粋に音楽を楽しむことのできる人を育てるための従来にはない教育システム」が評価されたものです。

「楽器販売の為の販促ビジネスモデル」と言う発言がこれから音楽を学ぼうとしている子供達への影響や生徒さん一人ひとりの成長を願って、日々丹念に指導している講師や指導者に対して与える影響をどのようにお考えでしょうか。

また、本質問状及びご回答は、報道機関への公表、当会公式サイト等への掲載等広く公表させていただきますので、あらかじめご承知置きください。

以上

#### 【連絡先】

〒153-8666

東京都目黒区下目黒3丁目24番22号

(ヤマハ音楽振興会内)

音楽教育を守る会 代表 三木 渡